

〔平成 30. 5. 18〕
運協 1 - 2

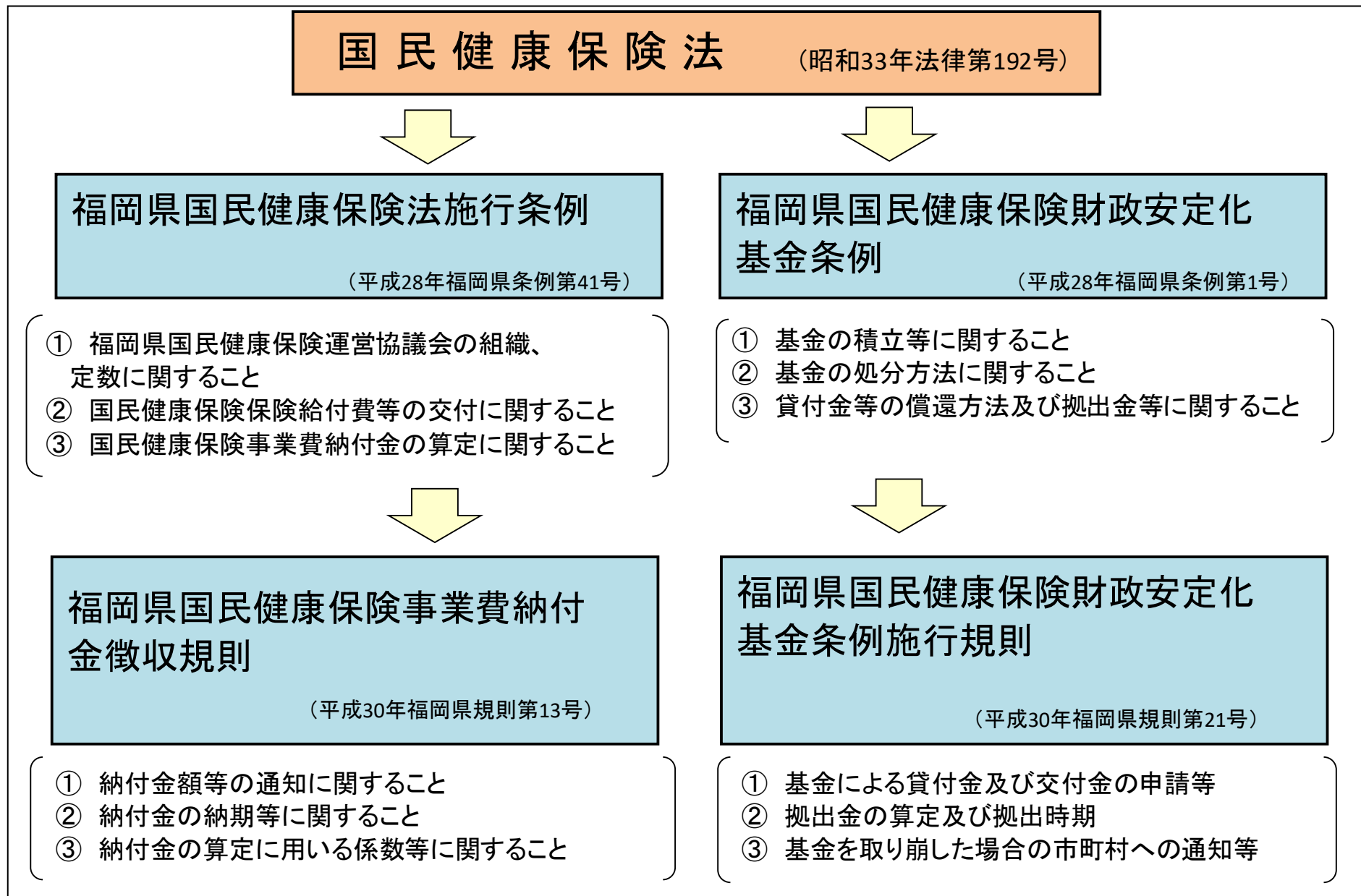
福岡県国民健康保険運営協議会

(福岡県における国保の運営)

平成 30 年 5 月 18 日

福岡県における国保の運営について

(1) 関係例規の概要



(2) 運営協議会の概要

国民健康保険法第 11 条第 1 項及び第 3 項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、県に設置される協議会。

〔国民健康保険法(抜粋)〕

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

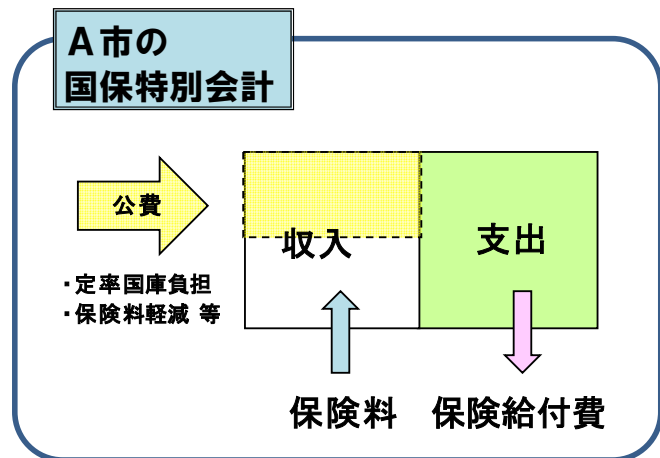
2 (略)

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（…略…）を審議することができる。

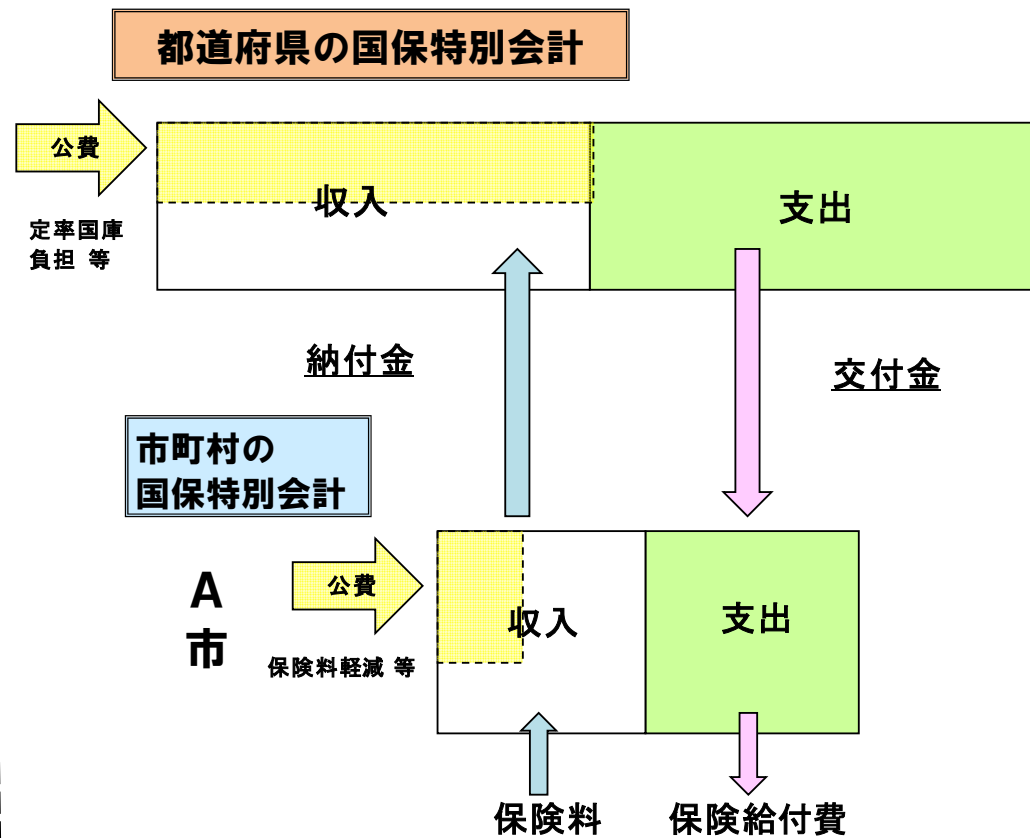
(3) 国保財政の概要

平成30年度以降の国保財政の仕組み(イメージ)

改革前(～H29)



改革後(H30～)



平成30年度福岡県国民健康保険特別会計予算

(単位: 億円)

歳入 **4,593**

歳出 **4,593**

市町村からの納付金	→	国民健康保険事業費納付金	1,420
国からの交付金及び負担金	→	国庫支出金	1,505
前期高齢者の加入率の格差による保険者間の財政上の不均衡を調整するための交付金	→	前期高齢者交付金	1,313
		一般会計繰入金	320
		その他	35

保険給付費等交付金	←	市町村が保険給付費等に要した費用を交付するもの
後期高齢者支援金等	←	他の保険制度(後期・介護)への支出
介護納付金	←	
その他		

- ＜主な新規事業＞
- ・お薬手帳の活用促進 2,758千円
保険証、診察券などと併せてお薬手帳を携行できる「ポケット付きお薬手帳ホルダー」等を作成し、重複服薬者に送付することで、お薬手帳の一元管理を促進し、重複服用の適正化を図る。
 - ・療養費に係る点検事務及び患者への施術確認調査 11,458千円
市町村が共同して国民健康保険連合会に委託する「療養費点検事務等」に参加する市町村にその経費の一部を助成する。【補助率1/2】
(※対象療養費: あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)
 - ・国保県単位化による事務標準化の支援 5,000千円
被保険者証の様式統一など事務の標準化に伴う、市町村の事務処理システム改修費に助成する。【補助率1/2】

(4) 今後のスケジュール (予定)

